

豊浦町火葬場における新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年9月11日

豊浦町町民課

新型コロナウイルス感染症については、令和2年5月25日付けで緊急事態解除宣言がなされ、北海道を含む全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととされましたが、今後は、引き続き感染症のまん延防止に向けた取り組みが必要です。

これらの状況を踏まえ、豊浦町火葬場では、当面の期間、下記のとおり新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を行いますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 「平常時」における豊浦町火葬場を使用する際の感染防止対策について

- (1) 遺族・会葬者にご協力いただきたいのは以下の6点です。葬儀業者の皆様におかれましては、遺族・会葬者へのご周知等についてご配慮いただきますようお願いいたします。
 - ① 発熱や咳等の症状がある方の入場は控えてください。
 - ② 会葬者の氏名、連絡先等の把握をしてください。
(方法は任意。会葬者の中で把握ができていれば可)
 - ③ マスク着用、咳エチケットや手洗い等をお願いします。
 - ④ 可能な限り密閉・密集・密接（3つの密）をしないようにしてください。
 - ⑤ 飲食の際は会話を控え、可能な限り対面とらないようにお願いします。
 - ⑥ 控室の換気（適宜窓を開ける）をお願いします。
(館内の温度が低い場合があるため、体温調整し易い上着等の準備をお願いします)

- (2) 豊浦町火葬場の対応
 - ① 注意喚起（協力依頼）掲示物の設置（貼付）を行います。
 - ② 施設全体の定期的な換気を行います。
 - ③ 手が触れる場所の定期的な拭き取り消毒作業を行います。
 - ④ 施設入口への消毒液等の設置を行います。
 - ⑤ ポンプ式の手洗い石鹸の設置を行います。

2 「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方」の火葬について

- (1) 遺族・会葬者及び葬儀業者にご協力いただきたいのは以下の5点です。葬儀業者の皆様におかれましては、遺族・会葬者へのご説明等についてご配慮いただくとともに、ご協力くださいますようお願いいたします。
- ① 火葬予約の際に、必ず「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方」の遺体であることを申し出てください。
 - ② 遺体の搬送に際しては、医療機関において納体袋に密封、納体袋の表面消毒の後に搬送することとなります。詳細は各医療機関と調整が必要となりますので、ご了知おきください。（納体袋は保健所に備蓄あり）
 - ③ 豊浦町火葬場（建物）への入場は、原則として葬儀業者のみとし、遺族・会葬者等の入場は認めない（遺族等が故人の見送りを希望する場合は、施設の入口（屋外）にて行う）こととなりますのでご了知おきください。
 - ④ 遺体の火葬場霊台車への移動及び火葬炉への移動の際には、葬儀業者のご協力をお願いします。
 - ⑤ 遺体の火葬及び収骨は、火葬場職員で行いますので、葬儀業者は駐車場（車中）等で待機をお願いします（収骨終了後に、遺骨を葬儀業者へ引き渡します）。
- (2) 豊浦町火葬場の対応
- ① 火葬場職員は個人防護服（マスク、ビニール手袋、ガウン、ゴーグル又はフェイスガード）を着用します。
 - ② 火葬の際は、常に窓を開けて換気を行います。
 - ③ 火葬終了後は、遺体の通った場所等を清掃（消毒）し、引き続き換気を行います。
 - ④ 当該火葬が行われた翌日は、通常どおりの火葬を行います。